高知出張所	みつまたの調達・管理	建物 構築物	高知県高知市曙町	82,240円	82,237円
松山分室		建物 構築物	愛媛県松山市味酒町	124,741円	124,737円
池田分室		建物	徳島県三好市池田町	90,460円	90,457円

当該施設は、原材料であるみつまたの調達業務を行っている施設であり、平成22年度期首に中国地方（岡山県岡山市）と四国地方（徳島県三好市）に集約・統合することが決定しているため、減損の兆候が認められ、認識及び測定を行っております。

回収可能サービス価額（使用価値相当額）の算定方法については、将来の利用計画が想定されないため、「備忘価額１円」とし、帳簿価額との差額を損益外減損損失として計上しております。

３　職員宿舎

名　称	用途	種類	場　所	面　積	帳簿価額	損益外減損損失
田端宿舎	住居用のもの	土地	東京都北区田端	1,132.42㎡	591,123,000円	17,123,000円
		建物 構築物		—	7,714,856円	7,714,837円
池袋宿舎		土地	東京都豊島区北池袋	3,108.15㎡	1,404,884,000円	—
		建物 構築物		—	18,718,988円	17,752,136円
若松町宿舎		土地	東京都新宿区若松町	4,751.67㎡	2,779,727,000円	—
		建物 構築物		—	53,413,699円	47,990,853円
出雲第２宿舎		土地	島根県出雲市今市町	315.25㎡	15,889,000円	5,959,000円
		建物 構築物		—	37,372円	37,364円
高知第１宿舎		建物 構築物	高知県高知市曙町	—	49,419円	49,410円
松山宿舎		土地	愛媛県松山市山越町	367.5㎡	42,375,000円	4,875,000円
		建物 構築物		—	15,203円	15,194円
池田宿舎		建物 構築物	徳島県三好市池田町	—	51,045円	51,037円

当該施設は、職員に対する宿舎であり、いずれの宿舎も廃止し解体撤去が決定しているため、入居率が著しく低下していることから、減損の兆候が認められ、認識及び測定を行っております。なお、池袋宿舎及び若松町宿舎の土地については、平成22年度の使用が確実に見込まれることから、減損の認識及び測定は行っておりません。

土地の回収可能サービス価額（正味売却価額）の算定方法については、不動産鑑定評価額とし、帳簿価額との差額を損益外減損損失として計上しております。

田端宿舎、出雲第２宿舎、高知第１宿舎、松山宿舎及び池田宿舎の建物及び構築物の回収可能サービス価額（使用価値相当額）の算定方法については、入居者がいないため、「備忘価額１円」とし、帳簿価額との差額を損益外減損損失として計上しております。

池袋宿舎及び若松町宿舎の建物及び構築物の回収可能サービス価額（使用価値相当額）の算定方法については、減価償却後再調達価額を算出することが困難なため、当該資産の帳簿価額に当該資産の使用が想定されていない部分以外の部分の割合を乗じて算出した価額とし、帳簿価額との差額を損益外減損損失として計上しております。

４　市ヶ谷センター

名　称	用　途	種類	場　所	帳簿価額	損益外減損損失
体育館外	職員の研修施設	建物 構築物	東京都新宿区市ヶ谷本村町	441,411,670円	441,411,638円
雑工作物		工具器具備品		2,506,189円	2,506,188円
６号倉庫	倉庫	建物 構築物		43,715,404円	43,715,381円

体育館外及び雑工作物は、職員に対する研修施設として利用しておりましたが、平成21年度末日をもって利用を廃止したため、減損の兆候が認められ、認識及び測定を行っております。

６号倉庫は、情報製品事業部製品用の倉庫として設置したものであり、平成21年度末日をもって業務を廃止したため、減損の兆候が認められ、認識及び測定を行っております。

回収可能サービス価額（使用価値相当額）の算定方法については、いずれの施設も将来の利用計画が想定されないため、「備忘価額１円」とし、帳簿価額との差額を損益外減損損失として計上しております。

５　土地

名　称	種類	場　所	面　積	帳簿価額	損益外減損損失
豊玉宿舎敷地	土地	東京都練馬区豊玉北	1,646.28㎡	529,000,000円	14,000,000円
西片町宿舎敷地		東京都文京区西片	662.98㎡	467,401,000円	—
西ヶ原第２敷地		東京都北区西ヶ原	722.44㎡	155,325,000円	4,325,000円
出雲敷地		島根県出雲市姫原町	232.31㎡	12,200,000円	1,600,000円

当該土地は、いずれも更地であり、将来の利用計画が想定されないため、次年度以降に売却を予定していることから、減損の兆候が認められ、認識及び測定を行っております。

回収可能サービス価額（正味売却価額）の算定方法については、不動産鑑定評価額とし、帳簿価額との差額を損益外減損損失として計上しております。なお、西片町宿舎敷地の土地については、回収可能サービス価額（正味売却価額）が帳簿価額を上回っているため、減損額は算出されておりません。

第明治三十二種郵便物認可　平成二十五年三月三十一日